

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年2月18日

【計算期間】 第10期中 自 平成22年5月21日 至 平成22年11月20日

【ファンド名】 りそな / ステート・ストリート外国債券インデックス・オープン

【発行者名】 ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山本 幸次

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂9丁目7番1号

【事務連絡者氏名】 岩淵 浩一

【連絡場所】 東京都港区赤坂9丁目7番1号

【電話番号】 03 - 4530 - 7085

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません

1【ファンドの運用状況】

(1)【投資状況】

(平成22年12月30日現在)

種類	国/地域名	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	3,366,888,083	100.01
コール・ローン、その他資産(負債控除後)		254,694	0.01
純資産総額		3,366,633,389	100.00

(注)投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

<参考情報>

親投資信託受益証券(りそな/ステート・ストリート外国債券インデックス・マザー・ファンド)

(平成22年12月30日現在)

種類	国/地域名	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	1,359,505,187	40.38
	イタリア	327,127,654	9.72
	ドイツ	317,097,554	9.42
	フランス	311,288,994	9.25
	イギリス	261,760,313	7.77
	スペイン	130,156,234	3.87
	カナダ	97,690,189	2.90
	ベルギー	86,527,305	2.57
	オランダ	82,949,768	2.46
	オーストリア	58,473,006	1.74
	オーストラリア	36,317,736	1.08
	メキシコ	31,813,051	0.94
	ポルトガル	30,979,113	0.92
	ポーランド	30,175,385	0.90
	デンマーク	27,120,721	0.81
	アイルランド	24,753,898	0.73
	スウェーデン	21,597,553	0.64
	フィンランド	19,405,912	0.58
	スイス	18,654,158	0.55
	マレーシア	18,022,262	0.53
シンガポール	12,810,726	0.38	
ノルウェー	8,537,554	0.25	
小計		3,312,764,273	98.39
コール・ローン、その他資産(負債控除後)		54,082,581	1.61
純資産総額		3,366,846,854	100.00

(注)投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

(2) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成22年12月30日現在、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

計算期間・月末		純資産総額（円）		1口当たりの純資産額（円）	
第1期	（平成14年 5月20日）	分配付： 4,116,645,112 分配落： 4,116,645,112	分配付： 1.0556 分配落： 1.0556		
第2期	（平成15年 5月20日）	分配付： 5,033,521,156 分配落： 5,033,521,156	分配付： 1.2877 分配落： 1.2877		
第3期	（平成16年 5月20日）	分配付： 5,027,465,460 分配落： 5,027,465,460	分配付： 1.2643 分配落： 1.2643		
第4期	（平成17年 5月20日）	分配付： 3,525,359,738 分配落： 3,525,359,738	分配付： 1.3538 分配落： 1.3538		
第5期	（平成18年 5月22日）	分配付： 3,721,099,688 分配落： 3,721,099,688	分配付： 1.4073 分配落： 1.4073		
第6期	（平成19年 5月21日）	分配付： 4,313,529,878 分配落： 4,313,529,878	分配付： 1.6189 分配落： 1.6189		
第7期	（平成20年 5月20日）	分配付： 4,282,919,989 分配落： 4,282,919,989	分配付： 1.5899 分配落： 1.5899		
第8期	（平成21年 5月20日）	分配付： 3,794,905,051 分配落： 3,794,905,051	分配付： 1.4112 分配落： 1.4112		
第9期	（平成22年 5月20日）	分配付： 3,642,892,678 分配落： 3,642,892,678	分配付： 1.3501 分配落： 1.3501		
平成21年12月末日		3,849,291,725	1.4267		
平成22年 1月末日		3,719,922,764	1.3781		
2月末日		3,665,660,576	1.3577		
3月末日		3,802,243,568	1.4078		
4月末日		3,820,389,784	1.4151		
5月末日		3,619,122,058	1.3403		
6月末日		3,521,892,034	1.3030		
7月末日		3,595,221,312	1.3286		
8月末日		3,539,854,179	1.3085		
9月末日		3,632,019,702	1.3420		
10月末日		3,523,619,750	1.2998		
11月末日		3,506,614,499	1.2945		
12月末日		3,366,633,389	1.2449		

【分配の推移】

計算期間		一口当たりの分配金
第1期	（平成14年 5月20日）	0.0000円
第2期	（平成15年 5月20日）	0.0000円
第3期	（平成16年 5月20日）	0.0000円

第4期	（平成17年 5月20日）	0.0000円
第5期	（平成18年 5月22日）	0.0000円
第6期	（平成19年 5月21日）	0.0000円
第7期	（平成20年 5月20日）	0.0000円
第8期	（平成21年 5月20日）	0.0000円
第9期	（平成22年 5月20日）	0.0000円

【収益率の推移】

	計算期間	収益率
第1期	自平成13年 8月 1日 至平成14年 5月20日	5.6%
第2期	自平成14年 5月21日 至平成15年 5月20日	22.0%
第3期	自平成15年 5月21日 至平成16年 5月20日	1.8%
第4期	自平成16年 5月21日 至平成17年 5月20日	7.1%
第5期	自平成17年 5月21日 至平成18年 5月22日	4.0%
第6期	自平成18年 5月23日 至平成19年 5月21日	15.0%
第7期	自平成19年 5月22日 至平成20年 5月20日	1.8%
第8期	自平成20年 5月21日 至平成21年 5月20日	11.2%
第9期	自平成21年 5月21日 至平成22年 5月20日	4.3%
	自平成22年 5月21日 至平成22年 12月30日	7.8%

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末の分配落基準価額（設定時は当初元本額）を控除した額を、前期末の分配落基準価額（同）で除して得た数に100を乗じて得た数です。

2 【設定及び解約の実績】

	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済口数（口）
第1期	自平成13年 8月 1日 至平成14年 5月20日	3,900,000,000		3,900,000,000
第2期	自平成14年 5月21日 至平成15年 5月20日	9,382,765	516,705	3,908,866,060
第3期	自平成15年 5月21日 至平成16年 5月20日	87,141,824	19,514,695	3,976,493,189
第4期	自平成16年 5月21日 至平成17年 5月20日	50,170,235	1,422,535,066	2,604,128,358
第5期	自平成17年 5月21日 至平成18年 5月22日	102,801,499	62,806,268	2,644,123,589

第6期	自平成18年 5月23日 至平成19年 5月21日	64,157,015	43,857,319	2,664,423,285
第7期	自平成19年 5月22日 至平成20年 5月20日	79,026,451	49,603,298	2,693,846,438
第8期	自平成20年 5月21日 至平成21年 5月20日	51,913,930	56,552,500	2,689,207,868
第9期	自平成21年 5月21日 至平成22年 5月20日	34,055,505	24,999,818	2,698,263,555
	自平成22年 5月21日 至平成22年12月30日	25,364,200	19,350,426	2,704,277,329

(注1) 日本国外における設定、解約はありません。

(注2) 第1期の設定口数は、当初募集期間の設定口数を含みます。

3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、前中間計算期間(平成21年5月21日から平成21年11月20日まで)については、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しており、当中間計算期間(平成22年5月21日から平成22年11月20日まで)については、改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間計算期間(平成21年5月21日から平成21年11月20日まで)及び当中間計算期間(平成22年5月21日から平成22年11月20日まで)の中間財務諸表について、あらた監査法人により中間監査を受けております。

りそな／ステート・ストリート外国債券インデックス・オープン

(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

	前中間計算期間末 (平成21年11月20日現在)	当中間計算期間末 (平成22年11月20日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	14,811,163	13,544,993
親投資信託受益証券	3,854,318,340	3,566,765,767
未収利息	28	50
流動資産合計	3,869,129,531	3,580,310,810
資産合計	3,869,129,531	3,580,310,810
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	1,228,461	1,137,588
未払委託者報酬	12,079,789	11,186,236
その他未払費用	1,023,655	947,931
流動負債合計	14,331,905	13,271,755
負債合計	14,331,905	13,271,755
純資産の部		
元本等		
元本	2,695,155,184	2,711,908,215
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	1,159,642,442	855,130,840
(分配準備積立金)	1,801,738,605	1,912,003,679
元本等合計	3,854,797,626	3,567,039,055
純資産合計	3,854,797,626	3,567,039,055
負債純資産合計	3,869,129,531	3,580,310,810

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前中間計算期間 自平成21年5月21日 至平成21年11月20日	当中間計算期間 自平成22年5月21日 至平成22年11月20日
営業収益		
受取利息	2,641	2,441
有価証券売買等損益	65,851,313	80,620,036
営業収益合計	65,853,954	80,617,595
営業費用		
受託者報酬	1,228,461	1,137,588
委託者報酬	12,079,789	11,186,236
その他費用	1,023,655	947,931
営業費用合計	14,331,905	13,271,755
営業利益又は営業損失（ ）	51,522,049	93,889,350
経常利益又は経常損失（ ）	51,522,049	93,889,350
中間純利益又は中間純損失（ ）	51,522,049	93,889,350
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	389,947	149,177
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,105,697,183	944,629,123
剰余金増加額又は欠損金減少額	7,364,659	7,039,161
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	7,364,659	7,039,161
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,551,502	2,797,271
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,551,502	2,797,271
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	1,159,642,442	855,130,840

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	前中間計算期間 自 平成21年 5月21日 至 平成21年11月20日	当中間計算期間 自 平成22年 5月21日 至 平成22年11月20日
1 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左

(中間貸借対照表に関する注記)

区 分	前中間計算期間末 (平成21年11月20日現在)	当中間計算期間末 (平成22年11月20日現在)
1 期首元本額	2,689,207,868円	2,698,263,555円
期中追加設定元本額	17,051,432円	21,666,728円
期中一部解約元本額	11,104,116円	8,022,068円
2 中間計算期間末日における受益権の総数	2,695,155,184口	2,711,908,215口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

前中間計算期間（自 平成21年5月21日 至 平成21年11月20日）

該当する事項はありません。

当中間計算期間（自 平成22年5月21日 至 平成22年11月20日）

該当する事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額

当中間計算期間末（平成22年11月20日現在）

中間貸借対照表計上額は期末時価を計上しているため、その差額はありません。

2. 金融商品の時価の算定方法

(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品

有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

売買目的有価証券

「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。

(3) デリバティブ取引

該当する事項はありません。

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券関係に関する注記）

前中間計算期間（自 平成21年5月21日 至 平成21年11月20日）

該当する事項はありません。

当中間計算期間（自 平成22年5月21日 至 平成22年11月20日）

該当する事項はありません。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

前中間計算期間（自 平成21年5月21日 至 平成21年11月20日）

該当する事項はありません。

当中間計算期間末（平成22年11月20日現在）

該当する事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	前中間計算期間末 （平成21年11月20日現在）	当中間計算期間末 （平成22年11月20日現在）
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.4303 円 （14,303 円）	1.3153 円 （13,153 円）

（重要な後発事象に関する注記）

前中間計算期間 自 平成21年 5月21日 至 平成21年11月20日	当中間計算期間 自 平成22年 5月21日 至 平成22年11月20日
	<p>繰上償還について</p> <p>当ファンドは、投資信託約款第50条に基づき、繰上償還することを平成22年12月13日付けで決定しております。なお、異議申立期間（平成23年1月5日から平成23年2月8日まで）の終了後、平成23年3月11日付けで当該事項につき金融庁長官に届出を行い、平成23年3月14日付けで繰上償還する予定になっております。</p>

[次へ](#)

<参考>

当ファンドは「りそな／ステート・ストリート外国債券インデックス・マザー・ファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

なお、同親投資信託の状況は次の通りであります

「りそな／ステート・ストリート外国債券インデックス・マザー・ファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

区 分	注記 番号	(平成21年11月20日現在)	(平成22年11月20日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
預金		14,481,223	13,436,170
コール・ローン		1,397,617	1,044,803
国債証券		3,787,219,635	3,508,581,152
未収利息		48,719,852	40,930,615
前払費用		2,447,299	2,843,678
流動資産合計		3,854,265,626	3,566,836,418
資産合計		3,854,265,626	3,566,836,418
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		244	
流動負債合計		244	
負債合計		244	
純資産の部			
元本等			
元本	1	2,531,904,579	2,529,083,009
剰余金			
剰余金又は欠損金()		1,322,360,803	1,037,753,409
元本等合計		3,854,265,382	3,566,836,418
純資産合計		3,854,265,382	3,566,836,418
負債純資産合計		3,854,265,626	3,566,836,418

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成21年 5月21日 至 平成21年11月20日	自 平成22年 5月21日 至 平成22年11月20日

1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p>	<p>国債証券 同左</p>
2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>	<p>為替予約取引 同左</p>
3 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>	<p>外貨建取引等の処理基準 同左</p>

（貸借対照表に関する注記）

区 分	（平成21年11月20日現在）	（平成22年11月20日現在）
1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	2,535,670,626円	2,525,656,703円
同期中における追加設定元本額	14,052,154円	18,732,928円

同期中における一部解約元本額	17,818,201円	15,306,622円
同中間期末における元本の内訳 ファンド名		
りそな/ステート・ストリート外国債 券インデックス・オープン	2,531,904,579円	2,529,083,009円
計	2,531,904,579円	2,529,083,009円
2 本報告書における開示対象ファンドの 中間計算期間末日における当該親投資 信託の受益権の総数	2,531,904,579口	2,529,083,009口

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額

(平成22年11月20日現在)

貸借対照表計上額は期末時価を計上しているため、その差額はありません。

2. 金融商品の時価の算定方法

(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品

有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

売買目的有価証券

「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。

(3) デリバティブ取引

通貨関連

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(有価証券関係に関する注記)

(自平成21年5月21日 至 平成21年11月20日)

該当する事項はありません。

(平成22年11月20日現在)

該当する事項はありません。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

(単位：円)

区分	種類	（平成21年11月20日現在）			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建				
	アメリカ・ドル	267,060		267,150	90
	ユーロ	664,346		664,500	154
合計		931,406		931,650	244

（平成22年11月20日現在）

該当する事項はありません。

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。
4. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	（平成21年11月20日現在）	（平成22年11月20日現在）
本報告書における開示対象ファンドの中間計算期間末日における当該親投資信託の1口当たり純資産額	1.5223 円	1.4103 円
（1万口当たり純資産額）	（15,223 円）	（14,103 円）

（重要な後発事象に関する注記）

自 平成21年 5月21日 至 平成21年11月20日	自 平成22年 5月21日 至 平成22年11月20日
--------------------------------	--------------------------------

	<p>繰上償還について</p> <p>当ファンドは、投資信託約款第39条に基づき、繰上償還することを平成22年12月13日付けで決定しております。なお、異議申立期間（平成23年1月5日から平成23年2月8日まで）の終了後、平成23年3月11日付けで当該事項につき金融庁長官に届出を行い、平成23年3月14日付けで繰上償還する予定になっております。</p>
--	---

4【委託会社等の概況】

(1)【資本金の額】

資本金の額

委託会社の資本金の額は金3億1千万円です(平成23年1月31日現在)。

発行する株式の総数

委託会社の発行する株式の総数は6,200株です(平成23年1月31日現在)。

発行済株式の総数

委託会社の発行済株式総数は6,200株です(平成23年1月31日現在)。

最近5年間における主な資本金の額の増減

該当事項はありません。

(2)【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言業、第1種金融商品取引業及び第2種金融商品取引業を行っています。

平成23年1月31日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、109本であり、その純資産総額は97,865,355万円です(親投資信託を除く、公募投資信託および私募投資信託の合計値です。)

(3)【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

その他、営業譲渡および営業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実は存在しておりません。

5【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社（以下「委託会社」といいます）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」といいます）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という）ならびに同規則第38条第1項及び第57条第1項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）及び当事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

なお、委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1. 財務諸表

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

科 目	期 別	前事業年度 (平成21年3月31日現在)		当事業年度 (平成22年3月31日現在)	
		金 額	構成比	金 額	構成比
(資 産 の 部)			%		%
流動資産					
現金		25		69	
預金		5,263,429		6,652,255	
有価証券		50,737		49,072	
前払費用		25,202		23,912	
未収入金	4	594,303		666,368	
未収委託者報酬		513,913		596,483	
未収収益		21,245		25,258	
未収消費税等		672		-	
繰延税金資産		62,690		79,106	
流動資産計		6,532,220	94.5	8,092,526	95.9
固定資産					
有形固定資産		210,474		190,517	
建物附属設備	1	170,391		156,889	
器具備品	1	40,082		33,628	
無形固定資産		4,035		2,851	
ソフトウェア	2	4,035		2,851	
投資その他の資産		167,003		154,500	

長期差入保証金		143,411			133,462	
繰延税金資産		18,742			16,187	
その他投資		4,850			4,850	
固定資産計			381,513	5.5		347,869
資産合計			6,913,734	100.0		8,440,395
(負債の部)				%		%
流動負債						
預り金			118,197			54,823
未払金			453,265			724,822
未払手数料		260,007			302,298	
その他未払金	4	193,258			422,523	
未払費用	4		113,280			94,329
未払法人税等			138,985			406,808
未払消費税等			-			18,985
賞与引当金			26,400			62,492
その他の流動負債			5,335			3,562
流動負債計			855,464	12.4		1,365,824
固定負債						
役員退職慰労引当金			32,134			37,339
退職給付引当金			11,503			10,758
固定負債計			43,637	0.6		48,098
負債合計			899,102	13.0		1,413,922
(純資産の部)				%		%
株主資本			6,014,631	87.0		7,026,473
資本金		310,000			310,000	
利益剰余金						
利益準備金		77,500			77,500	
その他利益剰余金						
別途積立金		31,620			31,620	
繰越利益剰余金		5,595,511			6,607,353	
純資産合計			6,014,631	87.0		7,026,473
負債・純資産合計			6,913,734	100.0		8,440,395

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

科 目	期 別	前事業年度		当事業年度		
		自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日	金額	構成比	自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日	金額
営業収益				%		%
委託者報酬			6,889,542		6,090,712	
投資顧問収入	1		2,359,466		2,069,761	
その他営業収益			30,660		16,491	
営業収益計			9,279,668	100.0	8,176,964	100.0

営業費用						
支払手数料		3,684,541			3,146,528	
広告宣伝費		25,730			11,395	
公告費		1,140			1,140	
調査費		703,510			556,209	
調査費	1	275,300			240,382	
委託調査費	1	426,567			314,332	
図書費		1,642			1,494	
委託計算費		168,721			187,144	
営業雑経費		62,768			47,159	
通信費		12,063			7,740	
印刷費		10,291			9,869	
協会費		27,006			15,464	
諸会費		4,313			5,333	
その他		9,094			8,752	
営業費用計		4,646,413	50.1		3,949,576	48.3
一般管理費						
給料		1,317,850			1,201,883	
役員報酬	1	374,484			267,365	
給料・手当	1	771,542			761,261	
賞与	1	145,423			110,764	
賞与引当金繰入額		26,400			62,492	
退職金		62,794			-	
交際費		9,257			5,925	
旅費交通費		32,298			27,228	
租税公課		13,827			21,458	
不動産賃借料		186,096			160,720	
役員退職慰労引当金繰入額		5,976			5,204	
退職給付費用		36,316			39,747	
固定資産減価償却費		20,414			21,584	
福利厚生費		95,841			87,474	
事務手数料	1	811,546			744,715	
諸経費		116,992			100,465	
一般管理費計		2,709,212	29.2		2,416,409	29.6
営業利益		1,924,042	20.7		1,810,977	22.1
営業外収益						
受取利息		33			0	
有価証券売却益		-			3,857	
雑収入		49			402	
営業外収益計		83	0.0		4,259	0.1
営業外費用						
為替差損		-			231	
有価証券売却損		4,967			-	
営業外費用計		4,967	0.0		231	0.0
経常利益		1,919,158	20.7		1,815,005	22.2

特別損失						
ゴルフ会員権評価損		7,966			-	
事務処理損失		-			93	
特別損失計		7,966	0.1		93	0.0
税引前当期純利益		1,911,192	20.6		1,814,912	22.2
法人税,住民税及び事業税		844,967	9.1		816,931	10.0
法人税等調整額		51,267	0.6		13,860	0.2
当期純利益		1,014,957	10.9		1,011,841	12.4

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	310,000	310,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	310,000	310,000
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	77,500	77,500
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	77,500	77,500
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	31,620	31,620
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	31,620	31,620
繰越利益剰余金		
前期末残高	4,580,554	5,595,511
当期変動額		
当期純利益	1,014,957	1,011,841
当期変動額合計	1,014,957	1,011,841
当期末残高	5,595,511	6,607,353
利益剰余金合計		
前期末残高	4,689,674	5,704,631
当期変動額		
当期純利益	1,014,957	1,011,841
当期変動額合計	1,014,957	1,011,841

当期末残高	5,704,631	6,716,473
株主資本合計		
前期末残高	4,999,674	6,014,631
当期変動額		
当期純利益	1,014,957	1,011,841
当期変動額合計	1,014,957	1,011,841
当期末残高	6,014,631	7,026,473
純資産合計		
前期末残高	4,999,674	6,014,631
当期変動額		
当期純利益	1,014,957	1,011,841
当期変動額合計	1,014,957	1,011,841
当期末残高	6,014,631	7,026,473

重要な会計方針

	前事業年度	当事業年度
	自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月 31日	自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月 31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 決算末日の市場価格等に基づく時価法（取得原価は移動平均法により算定）を採用しております。	(1) 有価証券 同 左
2. 固定資産の減価償却方法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物附属設備6～18年 器具備品 8年 (2) 無形固定資産及び長期前払費用 定額法により償却しております。 なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 同 左 (2) 無形固定資産 同 左
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	該当事項はありません。	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4.引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に負担すべき金額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の翌期に一括償却しております。</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えて、役員退職慰労金規定に基づく期末要支給額を計上しております。</p>	<p>(1) 賞与引当金 従業員等に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に負担すべき金額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 当事業年度から「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用しております。数理計算上の差異を翌期から償却するため、これによる営業損益、経常損益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。また、本会計基準の適用に伴い発生する退職給付債務の差額の未処理残高は20,032千円であります。</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金 同 左</p>
5.その他財務諸表作成のための重要な事項	<p>(1) 消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>(1) 消費税等の処理方法 同 左</p>

注 記 事 項

（貸借対照表関係）

前事業年度 (平成21年3月 31日 現在)	当事業年度 (平成22年3月 31日 現在)
<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物附属設備 21,433千円</p> <p>器具備品 14,520千円</p>	<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物附属設備 34,935千円</p> <p>器具備品 21,419千円</p>
<p>2. 無形固定資産の減価償却累計額</p> <p>ソフトウェア 3,274千円</p>	<p>2. 無形固定資産の減価償却累計額</p> <p>ソフトウェア 5,658千円</p>
<p>3. 授権株式数及び発行済株式総数</p> <p>授権株式数 8,800株</p> <p>発行済株式数 6,200株</p>	<p>3. 授権株式数及び発行済株式総数</p> <p>授権株式数 8,800株</p> <p>発行済株式数 6,200株</p>
<p>4. 関係会社に係る注記</p> <p>各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。なお、以下はすべて親会社に対するものであります。</p> <p>その他未払金 63,034千円</p> <p>未払費用 9,383千円</p> <p>未収入金 36,567千円</p>	<p>4. 関係会社に係る注記</p> <p>該当事項はありません。</p>

（損益計算書関係）

前事業年度 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月 31日	当事業年度 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月 31日																										
<p>1. 関係会社に係る注記 各科目に含まれている関係会社との取引は次のとおりであります。なお、以下はすべて親会社に対するものであります。</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>投資顧問収入</td> <td style="text-align: right;">367,521千円</td> </tr> <tr> <td>調査費</td> <td style="text-align: right;">207,735千円</td> </tr> <tr> <td>委託調査費</td> <td style="text-align: right;">350,427千円</td> </tr> <tr> <td>給料・手当</td> <td style="text-align: right;">24,637千円</td> </tr> <tr> <td>賞与</td> <td style="text-align: right;">213,295千円</td> </tr> <tr> <td>事務手数料</td> <td style="text-align: right;">739,279千円</td> </tr> </table>	投資顧問収入	367,521千円	調査費	207,735千円	委託調査費	350,427千円	給料・手当	24,637千円	賞与	213,295千円	事務手数料	739,279千円	<p>1. 関係会社に係る注記 各科目に含まれている関係会社との取引は次のとおりであります。 (但し、親会社であったステート・ストリート・バンク アンド トラストカンパニーは平成21年10月に関係会社ではなくなっております。当該金額は10月以降の関係会社でなくなった期間の金額も含めた当期中における取引金額全てについて記載してあります。)</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>投資顧問収入</td> <td style="text-align: right;">258,438千円</td> </tr> <tr> <td>調査費</td> <td style="text-align: right;">168,552千円</td> </tr> <tr> <td>委託調査費</td> <td style="text-align: right;">269,665千円</td> </tr> <tr> <td>役員報酬</td> <td style="text-align: right;">133,413千円</td> </tr> <tr> <td>給料・手当</td> <td style="text-align: right;">17,308千円</td> </tr> <tr> <td>賞与</td> <td style="text-align: right;">40,494千円</td> </tr> <tr> <td>事務手数料</td> <td style="text-align: right;">694,820千円</td> </tr> </table>	投資顧問収入	258,438千円	調査費	168,552千円	委託調査費	269,665千円	役員報酬	133,413千円	給料・手当	17,308千円	賞与	40,494千円	事務手数料	694,820千円
投資顧問収入	367,521千円																										
調査費	207,735千円																										
委託調査費	350,427千円																										
給料・手当	24,637千円																										
賞与	213,295千円																										
事務手数料	739,279千円																										
投資顧問収入	258,438千円																										
調査費	168,552千円																										
委託調査費	269,665千円																										
役員報酬	133,413千円																										
給料・手当	17,308千円																										
賞与	40,494千円																										
事務手数料	694,820千円																										

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月 31日	当事業年度 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月 31日
<p>1. 当該事業年度の末日における発行済株式数 6,200株</p> <p>2. 配当金支払額 該当事項はありません。</p>	<p>1. 当該事業年度の末日における発行済株式数 6,200株</p> <p>2. 配当金支払額 該当事項はありません。</p>

（リース取引関係）

前事業年度 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月 31日	当事業年度 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月 31日

(会計方針の変更)

当会計期間から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号)を適用しております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

車両

取得価額相当額	14,722千円
減価償却累計額相当額	6,751千円
期末残高相当額	7,970千円

未経過リース料期末残高相当額

1年内	8,133千円
1年超	-千円
合計	8,133千円

支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	3,298千円
減価償却費相当額	3,000千円
支払利息相当額	249千円

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(リース取引開始日が平成20年3月31日以前のもの)

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

該当事項はありません。

未経過リース料期末残高相当額

該当事項はありません。

支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	2,473千円
減価償却費相当額	2,250千円
支払利息相当額	60千円

減価償却費相当額の算定方法

同 左

利息相当額の算定方法

同 左

(金融商品関係)

当事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日)を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言業、第二種金融商品取引業及び第一種金融商品取引業を行っております。これらの事業を行うための資金運用については、短期的な預金等に限定し、資金調達については、現状必要性を想定しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社の営業債権である未収委託者報酬は、投資信託及び投資法人に関する法律により、信託銀行において分別管理される信託財産のため、当該報酬は、計理上日々の未払委託者報酬として投資信託財産の負債項目に計上されております。このため、顧客の信用リスクは限定されております。

同じく営業債権である未収投資顧問料には、平成19年8月17日金融庁告示五九「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算定の基準等を定める件」により定義される取引先リスクが存在しますが、取引先の多くは、「指定国の政府機関および中央銀行（これらに準ずる者を含む。）」、「我が国の地方公共団体」および「指定格付を付与された金融機関」であるため、取引先リスクは限定されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	6,652,325	6,652,325	
(2)未収委託者報酬	596,483	596,483	
(3)未収入金	666,368	666,368	
(4)その他未払金	422,523	422,523	

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金

預金は、すべて満期のない預金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 未収委託者報酬、(3)未収入金及び(4)その他未払金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

償還予定までの期間が1年を超えるものはありません。

(注3) 社債、長期借入金、リース債務およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

(有価証券関係)

前事業年度 (平成21年3月31日現在)		当事業年度 (平成22年3月31日現在)	
売買目的の有価証券		売買目的の有価証券	
貸借対照表計上額	50,737千円	貸借対照表計上額	49,072千円
当事業年度の損益		当事業年度の損益	
に含まれた評価差額	787千円	に含まれた評価差額	1,112千円

（デリバティブ取引関係）

前事業年度 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月 31日	当事業年度 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月 31日
該当事項はありません。	同 左

（退職給付関係）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、設立時より全面的に適格退職年金制度を採用しております。当社の適格退職年金契約は、当社と同一の親会社を持つ会社（3社）との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。また、平成12年9月29日より退職給付信託を設定しております。

2．退職給付債務及びその内訳

（単位：千円）

	前事業年度 (平成21年3月 31日現在)	当事業年度 (平成22年3月 31日現在)
退職給付債務	131,064	161,243
(1)年金資産	111,300	130,452
(2)退職給付引当金	11,503	10,758
(3)未認識数理計算上の差異	8,260	20,032
	なお、当期は事業譲受により引き継いだ退職給付債務17,931千円、年金資産12,686千円及び退職給付引当金5,245千円を含んでおります。	

3．退職給付費用の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月 31日	当事業年度 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月 31日
退職給付費用	36,316	39,747
(1)勤務費用	22,465	29,006
(2)利息費用	2,519	3,276
(3)期待運用収益（減算）	547	796
(4)過去勤務債務の費用処理額	-	-
(5)数理計算上の差異の費用処理額	11,878	8,260

4．退職給付債務等の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (平成21年3月 31日現在)	当事業年度 (平成22年3月 31日現在)

(1)割引率	2.5%	1.0%
(2)期待運用収益率	0.75%	0.75%
(3)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
(4)過去勤務債務の処理年数	1年	1年
(5)数理計算上の差異の処理年数	1年	1年

(税効果会計関係)

前事業年度		当事業年度	
自	平成20年4月 1日	自	平成21年4月 1日
至	平成21年3月 31日	至	平成22年3月 31日

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	(単位：千円)	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	(単位：千円)
繰延税金資産（流動）		繰延税金資産（流動）	
賞与引当金繰入超過額	10,742	賞与引当金繰入超過額	25,428
未払事業税	11,593	未払事業税	30,949
その他未払金	21,027	その他	26,538
その他	34,566		
繰延税金資産（流動）合計	77,929	繰延税金資産（流動）合計	82,915
繰延税金負債（流動）との相殺		繰延税金負債（流動）との相殺	3,809
	15,238		
繰延税金資産（流動）の純額	62,690	繰延税金資産（流動）の純額	79,106
繰延税金資産（固定）		繰延税金資産（固定）	
役員退職給与引当金	13,075	役員退職給与引当金	15,193
退職給付引当金	5,667	退職給付引当金	5,365
		その他	3,247
繰延税金資産（固定）合計	18,742	繰延税金資産（固定）合計	23,807
		繰延税金負債（固定）との相殺	7,619
繰延税金資産合計	81,433	繰延税金資産（固定）の純額	16,187
繰延税金負債（流動）		繰延税金資産合計	95,293
事業譲受に係る調整項目	15,238	繰延税金負債（流動）	
		事業譲受に係る調整項目	3,809
繰延税金負債（流動）合計	15,238	繰延税金負債（流動）合計	3,809
繰延税金負債（流動）との相殺		繰延税金負債（流動）との相殺	3,809
	15,238		
繰延税金負債（流動）の純額	-	繰延税金負債（流動）の純額	-
繰延税金資産の純額	81,433	繰延税金負債（固定）	
=====		事業譲受に係る調整項目	7,619
		繰延税金負債（固定）合計	7,619
		繰延税金負債（固定）との相殺	7,619
			7,619
		繰延税金負債（固定）の純額	-
		繰延税金資産の純額	95,293
		=====	

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳

法定実効税率	40.7%
交際費等永久に損金に 算入されない項目	5.9%
その他	0.3%

税効果会計適用後の
法人税等の負担率

46.9%

=====

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳

法定実効税率	40.7%
交際費等永久に損金に 算入されない項目	3.6%
その他	0.0%

税効果会計適用後の
法人税等の負担率

44.2%

=====

(企業結合関係等)

前事業年度		当事業年度	
自	平成20年4月 1日	自	平成21年4月 1日
至	平成21年3月 31日	至	平成22年3月 31日

<p>(事業譲受)</p> <p>平成20年7月1日をもってステート・ストリート信託銀行株式会社より運用サービスについて事業を譲り受けました。</p> <p>1. 事業譲受相手企業の名称及び事業の内容、事業譲受の目的、事業譲受日、企業結合の法的形式並びに事業譲受企業の名称</p> <p>(1)事業譲受相手企業の名称及び事業の内容 ステート・ストリート信託銀行株式会社（銀行・信託業）</p> <p>(2)事業譲受の目的 ステート・ストリートグループ内の事業再編成</p> <p>(3)事業譲受日 平成20年7月1日</p> <p>(4)企業結合の法的形式 ステート・ストリート信託銀行株式会社を譲渡企業、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社を譲受会社とする事業譲受</p> <p>(5)事業譲受企業の名称 ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社</p> <p>2. 事業譲受相手企業から引き継いだ資産、負債及び純資産の内訳及び価額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">42,421千円</td> </tr> <tr> <td>その他（資産）</td> <td style="text-align: right;">33,564千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">26,712千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">5,245千円</td> </tr> <tr> <td>その他（負債）</td> <td style="text-align: right;">20,100千円</td> </tr> <tr> <td>純資産</td> <td style="text-align: right;">23,927千円</td> </tr> </table>	有形固定資産	42,421千円	その他（資産）	33,564千円	賞与引当金	26,712千円	退職給付引当金	5,245千円	その他（負債）	20,100千円	純資産	23,927千円	<p>該当事項はありません。</p>
有形固定資産	42,421千円												
その他（資産）	33,564千円												
賞与引当金	26,712千円												
退職給付引当金	5,245千円												
その他（負債）	20,100千円												
純資産	23,927千円												

(関連当事者情報)

前事業年度

(追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

この結果、従来の開示対象範囲に対し、追加はありません。

関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

	前事業年度
	自 平成20年4月 1日
	至 平成21年3月 31日

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー	米国マサチューセッツ州ボストン市	3.3億米ドル	銀行、投資顧問、投資信託委託業務、及びそれらの関連業務	所有100%	なし	助言などの投資顧問サービスを提供並びに受け入れ及びソフトウェアの使用契約及び人件費等及び事務手数料の支払	投資顧問料の受取 ソフトウェア使用料の支払 投資顧問料の支払 人件費等の支払 事務手数料	367,521 207,735 350,427 237,932 739,279	未収入金 未払金 未払費用	36,567 63,034 9,383

(2) 兄弟会社等

前事業年度											
自 平成20年4月 1日											
至 平成21年3月 31日											
属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	ステート・ストリート信託銀行株式会社	東京都港区	25億円	銀行業	なし	なし	助言などの投資顧問サービスを提供及び費用の立替払い	投資顧問料の受取 人件費等の支払 事務所賃借料の支払 資産運用に係る事業の譲受	165,174 54,108 11,429 75,985 52,057	未払金	20,619

ステート・ストリート株式会社	東京都港区	1千万円	サービス業	なし	なし	備品の賃借及び事務管理サービスなどの役務の受入れ	備品賃借料の支払 役務料の支払	313 68,048	未払金	715
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ユナイテッド・キングダム	英国ロンドン	62百万ポンド	投資顧問、投資信託委託業務	なし	なし	投資顧問サービスの提供	投資顧問料の受取	56,392	未収入金	3,294
ステート・ストリート・マネジメント・S.A	ルクセンブルク大公国ルクセンブルク市	12.5万ユーロ	サービス業	なし	なし	投資顧問サービスの提供	投資顧問料の受取	56,513		
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール	シンガポールシンガポール市	136万シンガポールドル	投資顧問業	なし	なし	投資顧問サービスの提供及び情報提供コンサルタントサービスの提供	投資顧問料の受取 情報提供 コンサルタントサービスの提供	27,128 1,200	未収入金 未収入金	1,509 1,200
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・GmbH	ドイツミュンヘン	250万ユーロ	投資顧問業	なし	なし	投資顧問サービスの提供	投資顧問料の受取	27,492	未収入金	3,227
タッカーマン・グループ	米国ニューヨーク州ニューヨーク市	1百万ドル	不動産投資顧問業務	なし	なし	投資顧問サービスの受入	投資顧問料の支払	5,352	未払金	2,166
ステート・ストリート・グローバル・マーケットツ,LLC	米国マサチューセッツ州ボストン市	237百万米ドル	証券業	なし	なし	E T F 商品の紹介	紹介料の受取	6,081	未収収益	6,081
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・オーストラリア	オーストラリアシドニー	8百万オーストラリアドル	投資顧問業	なし	なし	投資顧問サービスの受入	投資顧問料の受取	14,352	未収入金	790

(注) 上記(2)の金額のうち、ステート・ストリート信託銀行株式会社とステート・ストリート株式会社に関しましては、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. ソフトウェア使用料及び事務手数料については、グループ全体の費用を一定の基準で配分した金額に基づき決定しております。

2. 事務所賃借料、備品賃借料については、実際支払額を基として支払いを行っております。
3. 役員料については、当社との間で締結された役員提供契約に基づいて支払われております。
4. 投資顧問料については、当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算されております。
5. 事業譲受については、第三者の評価額を基に決定しております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

- ステート・ストリート・コーポレーション
(ニューヨーク証券取引所に上場)
- ステート・ストリート・バンクアンドトラストカンパニー
(非上場)
- ステート・ストリート・インターナショナル・ホールディングス
(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当はありません。

当事業年度

関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

(2) 兄弟会社等

当事業年度											
自 平成21年4月 1日											
至 平成22年3月 31日											
属性	会社等の 名称	住 所	資本金又は 出資金	事業の内容 又は 職業	議決権の 所有(被 所有)割 合	関係内容		取引の内 容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				

親会社の子会社	ステート・ストリート・バンク・アントラストカンパニー	米国マサチューセッツ州ボストン市	29百万米ドル	銀行、投資顧問、投資信託委託業務、及びそれらの関連業務	なし	なし	助言などの投資顧問サービスを提供並びに受入れ及びソフトウェアの使用契約及び人件費等及び事務手数料の支払	投資顧問料の受取 ソフトウェア使用料の支払 投資顧問料の支払 人件費等の支払 事務手数料	258,438 168,552 269,665 191,216 694,820	未収入金 未払金 未払費用	33,424 365,368 14,565
	ステート・ストリート信託銀行株式会社	東京都港区	25億円	銀行業	なし	なし	投資信託計理の事務サービス の受入、兼職社員の 人件費支払等	投資信託計理業務委託 事務所賃借料の支払 人件費等の支払	41,455 8,722 59,715	未払金	3,619
	ステート・ストリート株式会社	東京都港区	1千万円	サービス業	なし	なし	備品の賃借及び事務管理サービスなどの役務の受入れ	備品賃借料の支払 役務料の支払	263 47,703	未払金	-

ステート・スト リート・グ ローバル・ア ドバイ サービス・ユ ナイテッド・ キングダム	英国 ロンドン	62百万 ポンド	投資顧問、 投資信託委 託業務	なし	なし	投資顧問 サービスの提供	投資顧問 料の受取	14,590	未収入金	1,052
ステート・スト リート・マネ ジメント・S. A	ルクセン ブルク 大公国 ルクセン ブルク 市	12.5万 ユーロ	サービス業	なし	あり 当社代 表取締 役が非 常勤取 締役に 就任	投資顧問 サービスの提供	投資顧問 料の受取	43,978		
ステート・スト リート・グ ローバル・ア ドバイ サービス・シ ンガポール	シンガ ポール シンガ ポール 市	136万シ ンガ ポール ドル	投資顧問業	なし	なし	投資顧問 サービスの提供 及びE T F 商品の紹介	投資顧問 料の受取 紹介料の 受取	10,790 82	未収入金 未収収益	- 82
ステート・スト リート・グ ローバル・ア ドバイ サービス・ GmbH	ドイツ ミュンヘ ン	250万 ユーロ	投資顧問業	なし	なし	投資顧問 サービスの提供	投資顧問 料の受取	46,435	未収入金	-
タッカーマン・ グループ	米国 ニュー ヨーク州 ニュー ヨーク市	1百万ド ル	不動産投資 顧問業務	なし	なし	投資顧問 サービスの受入	投資顧問 料の支払	4,461	未払金	2,512
ステート・スト リート・グ ローバル・ マーケットツ,LLC	米国 マサ チュー セッツ州 ボスト ン市	237百万 米ドル	証券業	なし	なし	E T F 商 品の紹介	紹介料の 受取	11,647	未収収益	6,394
ステート・スト リート・グ ローバル・ア ドバイ サービス・ オーストラリア	オースト ラリア シド ニー	8百万 オースト ラリア ドル	投資顧問業	なし	なし	投資顧問 サービスの受入	投資顧問 料の受取	9,894	未収入金	650

(注) 上記(2)の金額のうち、ステート・ストリート信託銀行株式会社とステート・ストリート株式会社
にしましては、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれてお
ります。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. ソフトウェア使用料及び事務手数料については、グループ全体の費用を一定の基準で配分した金
額に基づき決定しております。
2. 事務所賃借料、備品賃借料については、実際支払額を基として支払いを行っております。
3. 役員料については、当社との間で締結された役員提供契約に基づいて支払われております。
4. 投資顧問料については、当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算
されております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ステート・ストリート・コーポレーション

（ニューヨーク証券取引所に上場）

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インク

（非上場）

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インターナショナル・ホールディングス

（非上場）

（2）重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

前事業年度 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月 31日	当事業年度 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月 31日
1株当たり純資産 970,101円91銭 1株当たり当期純利益 163,702円80銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。	1株当たり純資産 1,133,302円12銭 1株当たり当期純利益 163,200円20銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

注）1株当たり当期純利益の算定基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月 31日	当事業年度 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月 31日
当期純利益（千円）	1,014,957	1,011,841
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式にかかる当期純利益（千円）	1,014,957	1,011,841
期中平均株式数（株）	6,200	6,200

（重要な後発事象）

前事業年度 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月 31日	当事業年度 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月 31日
該当事項はありません。	当社が設定した私募投資信託4ファンドの繰上償還を翌事業年度で予定しており、翌事業年度の営業収益および営業費用が、大幅に減少する可能性があります。 なお、当事業年度における上記4ファンドからの営業収益および営業費用は以下のとおりです。 委託者報酬 4,008,136千円 支払手数料 2,614,000千円

[次へ](#)

(1)中間貸借対照表

(単位：千円)

科 目	期 別	第14期中間会計期間末 (平成22年9月30日現在)	
		金 額	構成比
(資 産 の 部)			%
流動資産			
現金		68	
預金		6,447,943	
有価証券		40,248	
前払金		7,185	
前払費用		16,633	
未収入金		564,920	
未収委託者報酬		316,101	
未収収益		234,041	
繰延税金資産		78,277	
流動資産計		7,705,420	95.9
固定資産			
有形固定資産		181,229	
建物附属設備	1	150,138	
器具備品	1	31,090	
無形固定資産		2,259	
ソフトウェア		2,259	
投資その他の資産		143,597	
長期差入保証金		107,385	
繰延税金資産		31,362	
その他投資		4,850	
固定資産計		327,085	4.1
資 産 合 計		8,032,506	100.0
(負 債 の 部)			%
流動負債			
預り金		32,071	
未払金		222,011	
未払手数料		110,057	
その他未払金		111,953	
未払費用		86,666	
未払法人税等		274,931	
未払消費税等	2	17,718	
賞与引当金		128,076	
流動負債計		761,475	9.5
固定負債			
役員退職慰労引当金		41,879	
退職給付引当金		15,814	
固定負債計		57,693	0.7

負債合計		819,169	10.2
(純資産の部)			%
株主資本		7,213,337	89.8
資本金	310,000		
利益剰余金	6,903,337		
利益準備金	77,500		
その他利益剰余金			
別途積立金	31,620		
繰越利益剰余金	6,794,217		
純資産合計		7,213,337	89.8
負債・純資産合計		8,032,506	100.0

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

科目	期別	第14期中間会計期間 自平成22年4月1日 至平成22年9月30日	
		金額	構成比
営業収益			%
委託者報酬		2,281,144	
投資顧問収入		976,944	
その他営業収益		7,329	
営業収益計		3,265,418	100.0
営業費用・一般管理費			
営業費用		1,471,465	
支払手数料	1,078,480		
その他営業費用	392,984		
一般管理費	1	1,327,830	
営業費用・一般管理費計		2,799,295	85.7
営業利益		466,122	14.3
営業外費用		3,361	0.1
経常利益		462,760	14.2
特別損失		21,056	0.6
税引前中間純利益		441,704	13.5
法人税、住民税及び事業税		269,186	8.2
法人税等調整額		14,345	0.4
中間純利益		186,864	5.7

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

第14期
(自平成22年4月1日
至平成22年9月30日)

株主資本		
資本金		
前期末残高		310,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		-
当中間期末残高		310,000
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高		77,500
当中間期変動額		
剰余金の配当		-
当中間期変動額合計		-
当中間期末残高		77,500
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高		31,620
当中間期変動額		
別途積立金の積立		-
当中間期変動額合計		-
当中間期末残高		31,620
繰越利益剰余金		
前期末残高		6,607,353
当中間期変動額		
剰余金の配当		-
別途積立金の積立		-
中間純利益		186,864
当中間期変動額合計		186,864
当中間期末残高		6,794,217
利益剰余金合計		
前期末残高		6,716,473
当中間期変動額		
剰余金の配当		-
中間純利益		186,864
当中間期変動額合計		186,864
当中間期末残高		6,903,337
株主資本合計		
前期末残高		7,026,473
当中間期変動額		
剰余金の配当		-
中間純利益		186,864
当中間期変動額合計		186,864
当中間期末残高		7,213,337
純資産合計		

前期末残高	7,026,473
当中間期変動額	
剰余金の配当	-
中間純利益	186,864
当中間期変動額合計	186,864
当中間期末残高	7,213,337

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	第14期中間会計期間 自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日
1. 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 売買目的の有価証券 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（取得原価は移動平均法により算定）を採用しております。
2. 固定資産の減価償却方法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物附属設備 6～18年 器具備品 8年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員等に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当中間会計期間負担額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の翌期に一括償却することとしております。 (3) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規定に基づく中間期末要支給額を計上しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(資産除去債務に関する会計基準等の適用)

第14期中間会計期間 自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日
当中間会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。これにより営業利益及び経常利益はそれぞれ5,096千円減少し、税引前中間純利益は25,726千円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による長期差入保証金の変動額25,726千円であります。

注 記 事 項

(中間貸借対照表関係)

第14期中間会計期間末 (平成22年9月30日 現在)
1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物付属設備 41,686千円 器具備品 24,955千円
2. 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

(中間損益計算書関係)

第14期中間会計期間 自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日
1. 減価償却実施額 有形固定資産 10,287千円 無形固定資産 591千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第14期中間会計期間 自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日				
発行済株式の種類及び総数に関する事項				
株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期末 株式数(株)
普通株式	6,200			6,200

(金融商品関係)

第14期中間会計期間 自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日
--

1. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	6,448,011	6,448,011	
(2)未収入金	564,920	564,920	

(注1)金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金

預金は、すべて満期のない預金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 未収入金

未収入金は短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2)金銭債権の中間決算日後の償還予定額

償還予定までの期間が1年を超えるものではありません。

(注3)社債、長期借入金、リース債務およびその他の有利子負債の中間決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

(有価証券関係)

第14期中間会計期間末
(平成22年9月30日 現在)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

第14期中間会計期間末
(平成22年9月30日 現在)

当中間会計年度において、長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額として算定した金額は59,837千円であります。

また、資産除去債務の総額の期中における増減は、上記算定金額以外ありません。

(デリバティブ取引関係)

第14期中間会計期間末
(平成22年9月30日 現在)

当社はデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(セグメント情報等)

第14期中間会計期間末
(平成22年9月30日 現在)

(セグメント情報)

当社は、投資運用業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

(セグメント関連情報)

1. 商品およびサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しています。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦に所在している顧客への収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しています。なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、集計対象より除いております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しています。

3. 主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、記載を省略しております。

また、投資顧問料については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(追加情報)

当中間会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(1株当たり情報)

第14期中間会計期間

自 平成22年4月1日

至 平成22年9月30日

1株当たり純資産額 1,163,441円51銭

1株当たり中間純利益 30,139円38銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

注) 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

第14期中間会計期間	
自 平成22年4月 1日	
至 平成22年9月30日	
中間純利益(千円)	186,864
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式にかかる中間純利益(千円)	186,864
期中平均株式数(株)	6,200

(重要な後発事象)

第14期中間会計期間	
自 平成22年4月 1日	
至 平成22年9月30日	
該当事項はありません。	

独立監査人の監査報告書

平成21年6月26日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士 松重 忠之 印

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 高木 竜二 印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月21日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士 松村 直孝 印

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 高木 竜二 印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追加情報

重要な後発事項に記載のとおり、私募投資信託4ファンドの繰上償還を翌年事業年度で予定しており、翌年事業年度の損益に影響を与える可能性が生じている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成22年12月8日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高木 竜二
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	丘本 正彦

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第14期事業年度の中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年1月19日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員

公認会計士 和田 渉

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな／ステート・ストリート外国債券インデックス・オープンの平成22年5月21日から平成22年11月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、りそな／ステート・ストリート外国債券インデックス・オープンの平成22年11月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成22年5月21日から平成22年11月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成22年1月20日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員

公認会計士 和田 渉 印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな/ステート・ストリート外国債券インデックス・オープンの平成21年5月21日から平成21年11月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、りそな/ステート・ストリート外国債券インデックス・オープンの平成20年11月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成21年5月21日から平成21年11月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)